

令和2年度 第2回横浜市緑区地域ケアプラザ指定管理者選定委員会 議事録

開催日時	令和2年12月8日(火) 14時00分から15時30分まで
開催場所	緑区役所3階 会議室3B
出席者(敬称略)	今道敏郎、松浦千恵(職務代理者)、正木きよ子、村井祐一(委員長)、蕨圭二、木村尠
欠席者(敬称略)	勝田睦子
開催形態	公開(傍聴者0名/議題(1)~(2)) 非公開(議題(3)~(7))
議 題	(1) 選定スケジュールについて (2) 会議の公開について (3) 公募要項(共通資料)について (4) 公募要項(施設別資料)について (5) 応募申請関係書類について (6) 評価基準項目について (7) 次回委員会について
決定事項	1 選定スケジュール承認 2 本委員会は、議題(3)~(7)は、非公開で実施 次回委員会は、面接審査及び審議は非公開で実施 4 公募要項(共通資料)について承認。(※) 5 公募要項(施設別資料)について承認。(※) 6 応募関係書類について承認。(※) (※)公表前に事務局で誤字等の修正を加えることも含めて承認。 7 応募基準項目について ・配点の細分化について承認 ・項目7(1)の5段階評価への変更について承認 ・財務評価について(資料8-1「2 財務評価について」)、評価方法②で承認 ・最低制限基準について承認 8 次回委員会は、令和3年3月26日(金)予定
審議経過	1 開会(進行:事務局) (1) 挨拶、委員及び事務局紹介 (2) 選定委員会の趣旨説明・要綱確認 (3) 定足数確認 (4) 委員出席数5名(委員会成立確認 ※臨時委員除く) 2 議事(進行:委員長) (1) 選定スケジュール(資料に基づき議案説明:事務局) 委員長:質問・意見はあるか。 委 員:(異議なし)⇒承認 (2) 会議の公開について(資料に基づき議案説明 事務局) 委員長:質問・意見はあるか。 委 員:(異議なし)⇒承認 ・会議の公開について、本委員会では、議題(3)~(7)は、非公開とする。 ・次回委員会は、面接審査及び審議は非公開で実施する。 (3) 公募要項(共通資料)について(資料に基づき議案説明 事務局) 委員長:質問・意見はあるか。

	<p>委員：(異議なし) ⇒承認</p> <p>(4) 公募要項(施設別資料)について(資料に基づき議案説明 事務局) 委員長：質問・意見はあるか。 委員：(異議なし) ⇒承認</p> <p>(5) 応募関係書類について(資料に基づき議案説明 事務局) 委員長：応募書類「様式2 事業計画書」については、図や写真を挿入する等して、 分かりやすく記載してもらうことを法人側に求める。 委員長：その他、質問・意見はあるか。 委員：(異議なし) ⇒承認</p> <p>(6) 評価基準項目について(資料に基づき議案説明 事務局) 委員長：質問・意見はあるか。 委員：異議なし ⇒・配点の細分化について承認 ・項目7(1)の5段階評価への変更について承認 ・財務評価について(資料8-1「2 財務評価について」、評価方法②で承認 ・最低制限基準について承認</p> <p>(7) 次回委員会について(資料に基づき議案説明 事務局) 事務局：事前に委員のご都合を確認したところ、「令和3年3月26日(金)の夕方以降」が一案。 委員長：18時開始で予定はいかがか。 委員：異議なし ⇒令和3年3月26日(金)18時から20時まで(予定)で決定 (応募状況により再調整の場合あり)</p> <p>3 閉会</p>
資料	<p>次 第 令和2年度第2回横浜市緑区地域ケアプラザ指定管理者選定委員会</p> <p>資料1 横浜市緑区地域ケアプラザ指定管理者選定委員会員名簿</p> <p>資料2 横浜市緑区地域ケアプラザ指定管理者選定委員会運営要綱</p> <p>資料3 横浜市緑区地域ケアプラザの指定管理者の候補者の選定等に関する要綱</p> <p>資料4 指定管理者選定スケジュール(案)</p> <p>資料5 横浜市緑区地域ケアプラザ指定管理者公募要項 共通資料(案)</p> <p>資料6 横浜市緑区地域ケアプラザ指定管理者公募要項 施設別資料(案)</p> <p>資料7 横浜市緑区地域ケアプラザ指定管理者応募関係書類(案)</p> <p>資料8-1 地域ケアプラザ評価について(案)</p> <p>資料8-2 地域ケアプラザ評価基準項目(案)</p> <p>資料8-3 地域ケアプラザ等事業実績評価及び第三者評価結果報告書</p> <p>資料8-4 地域ケアプラザ評価基準項目(記入例)(参考資料)</p> <p>資料9 横浜市地域ケアプラザ条例</p> <p>資料10 横浜市地域ケアプラザ条例施行規則</p> <p>資料11 横浜市地域ケアプラザ事業実施要綱</p> <p>資料12 横浜市地域包括支援センター運営事業実施要綱</p>